

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年12月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 学校教育課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成29年10月13日から平成29年10月27日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 備品管理台帳について、平成25年度以前に購入したデジタル教科書等の学校備品や車両以外の学校教育課の備品の記載がないため、台帳整備に基づく適正な財産管理に努めること。	1. 備品管理台帳の中の、平成25年度以前に購入した備品の内、記載の無い項目について過去の記録と照合し整備を行いました。 今後も適正な財産管理に努めます。